

## (別紙)

## 留 意 事 項

### 1 非常災害対策計画等の策定及び避難訓練の実施等

#### (1) 非常災害対策計画の策定

施設等においては、水害・土砂災害や地震等の非常災害に対処するため、災害時における施設等の入所者（児）等の避難場所・避難経路・避難方法や、職員間の連絡体制を含む非常災害に関する具体的計画（以下「非常災害対策計画」という。）の策定を行うこと。

#### (2) 周辺状況の把握及び避難確保計画の策定等

施設等においては、がけ崩れの恐れがある急傾斜地などの周辺状況を的確に把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

特に、土砂災害（特別）警戒区域・浸水想定区域・津波災害警戒区域内に施設がある場合は、関係市町・消防機関等と必要な情報交換・連携を図ること。併せて、市町地域防災計画に位置付けられている施設の場合は、施設等の立地区域に応じ、必要な避難確保計画を策定すること。

#### (3) 有効な避難訓練等の実施等

職員及び入所者（児）等に対して、避難場所・避難経路・避難方法などを周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう、非常災害対策計画等に基づき、有効な避難訓練その他必要な訓練を計画的に実施すること。

### 2 気象情報等の把握及びライフライン等の点検及び備蓄等

#### (1) 気象情報等の把握及び安全確保

施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等を把握したうえで、適切な判断を行い、入所者（児）等の安全確保を図ること。

#### (2) ライフライン等の点検

施設等においては、予め、災害発生によりライフライン等が寸断（断水、停電、道路遮断等）された場合に備えた点検を実施しておくこと。

点検に当たっては、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名事務連絡。以下「国事務連絡」という。）における点検項目（例）を参照すること。

#### (3) 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄

災害の発生によるライフライン等の寸断（断水、停電、道路遮断等）に伴い、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者（児）等及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めること。

### 3 事業継続計画（BCP）の策定及び事業所間の協定締結等

#### （1）事業継続計画（BCP）の策定

施設等においては、災害発生時における社会福祉施設等の業務継続に必要な事項を予め定める事業継続計画（BCP）の策定に向けた取組を行うこと。

なお、事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、国事務連絡における点検項目（例）等を参照すること。

#### （2）事業所間の災害支援協定の締結

大規模災害に備え、あらかじめ県内の施設や近隣県の施設との間で、災害時における被災施設入所者（児）等の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を締結するための検討を行うこと。

#### （3）地域との連携

日頃から地域住民や消防団、市町との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや地域の要援護者の避難の受入れなど、双方向の連携について検討を行うこと。

#### （4）施設等の耐震化整備

耐震基準を満たしていない施設、建築基準法の改正前（昭和56年度以前）の施設等については、早期の耐震化整備に努めること。